

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 阪神水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	59.8%
全職員	84.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.5%
31～35年	88.0%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	86.1%
11～15年	93.3%
6～10年	97.5%
1～5年	104.7%

【説明欄】

全職員に係る情報の、任期の定めのない常勤職員以外の職員区分の女性職員は、会計年度任用職員が大半であるとともに、勤務時間が短い職員が含まれているため。

役職段階別の、本庁部局長・次長相当職及び本庁課長相当職区分には、女性職員がいないため。

役職段階別の、本庁課長補佐相当職区分には、職員がいないため。

勤続年数別の、26～30年及び21～25年区分には、女性職員がいないため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。